

# みんなして

**No. 19** 発行 2013年8月  
 「生業を返せ、地域を返せ！」  
 福島原発事故被害弁護団  
 TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
8月02日 福島、茨城、栃木、群馬、新潟の5県知事会、原賠法に国の責任の明記する法改正要求	8月01日 集団訴訟説明会 (いわき市) 8月03日 集団訴訟説明会 (国見町) 8月04日 集団訴訟説明会 (福島市) 8月05日 集団訴訟説明会 (二本松市)
8月01日 原賠審、不動産賠償や避難指示解除後の賠償につき集中審議	8月07日 集団訴訟説明会 (平田村) 8月10日 集団訴訟説明会 (相馬市) 8月10日 集団訴訟説明会 (三春町)
8月08日 東電、田畑・山林の賠償は旧緊急時準備区域を対象外の方針	8月11日 集団訴訟説明会 (相馬市) 8月18日 集団訴訟説明会 (沖縄・今帰仁村) 8月22日 集団訴訟説明会 (相馬市)
8月09日 東電、田畑の賠償請求受付開始 11月以降にずれ込む見込み	8月23日 弁護団会議 (東京) 8月24日 集団訴訟説明会 (二本松市) 8月24日 集団訴訟説明会 (米沢市)
8月09日 検察当局、菅元首相や東電幹部につき不起訴処分へ	8月25日 集団訴訟説明会 (福島市) 8月25日 集団訴訟説明会 (猪苗代町) 8月26日 集団訴訟説明会 (田村市)
8月28日 大熊町、経費や税減収分6億9000万円を東京電力に請求	8月27日 集団訴訟説明会 (いわき市) 8月28日 福島支部世話人会 (福島市) 8月30日 集団訴訟説明会 (宮城・白石市)
8月30日 復興庁、「子ども・被災者支援法」で支援対象地域を福島県内33市町村に限定する方針	8月30日 集団訴訟説明会 (二本松市) 8月31日 集団訴訟説明会 (相馬市)

★ホームページができました！ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

★フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。

facebook ▣ 「生業弁護団 facebook」で検索して下さい！

Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)



# 7月16日、第1回口頭弁論期日が開かれました！

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（原状回復訴訟）第1回期日では、3名の原告の方と4名の代理人が意見を述べました。それぞれの意見陳述の概要をご紹介します。

全文は、原告団・弁護団のサイト（<http://www.nariwaisoshou.jp/>）でご覧になることができます。ぜひチェックしてみてください。



**樽川和也さん**  
(郡山支部)

- 安全、安心な野菜作りに取り組んでいた父は、キャベツの出荷制限の連絡を受けた翌日、首を吊って亡くなりました。
- 事故後、土壌が汚染され、腐葉土からもビックリするほど高い線量が検出されています。土壌に近いところで作業をするので健康への影響も不安です。
- 百姓にとって、土や環境は、命の次に大事なものです。放射能で汚された環境を元に戻してほしい。原発はなくさなければならない。それが私の願いです。

- 自宅の飯館村は計画的避難区域に指定され、夫の実家の川俣町も線量が高く、子どもの健康への影響を考慮して米沢市へ避難しました。夫は仕事の関係で避難できず、家族がバラバラになりました。避難当初は避難したことを周囲に言えず隠していました。
- 子どもから「お母さんの選択は正しかったと思う」と言われたことが、葛藤を吹き飛ばしてくれて、とても嬉しかった。
- 避難した後ろめたさ、支出の増加、福島まで通う苦勞、家族内の意見の相違、放射能によるストレスなどが大変です。安心して暮らせる環境を子供に残すのが、大人の役目だと思います。



**新関まゆみさん**  
(米沢支部)

- 放射能の危険におびえることのない平穏な環境で生活することは、我々の最も基本的な権利です。
- 原告団は、事故で多くの方が困難に直面したが、そのことから確かな教訓を得て大きな前進を遂げたと、世界的に評価されるようでありたいと考えています。
- 困難から脱却して未来を造ろうと努力する人びとの背中を押し、勇気を鼓舞する、熱意と正義にあふれる判決を！



**中島孝さん** (相双支部)



渡邊純弁護士（郡山）

- 郡山で弁護士をしています。事故後、娘だけでも避難させようとしたのですが、家族内で色々話し合った結果、断念しました。将来、娘がガンになるようなことがあれば、「娘と一緒にいたいという親のエゴのために、娘の命を危険にさらした」と後悔することになるだろうと思い、暗澹たる思いを抱きました。
- 被ばくに対する精神的な感受性は人それぞれであり、被害者の中にも深刻な葛藤や対立を生んでいます。自分や家族に、深刻な健康影響が出るかもしれないという不安は、忘れたいと思っても、いつも澁のように淀んでいます。

- 佐賀県にある玄海原発を差し止める裁判に取り組んでいます。原告は6000名を超えています。
- 被害救済を求める裁判と原発差止を求める裁判は、被害を根絶させるための車の両輪です。
- 原発は個別の企業だけでできるものではなく、国の政策が前提になっています。廃炉するには国を被告にする必要があります。
- 玄海原発訴訟に取り組む立場から本件訴訟に賛同します。原発から自由になろう！



板井優弁護士（熊本）



馬奈木昭雄弁護士（福岡）

- 福島において国と東電が行っていることは、すでに過去の水俣をはじめ、全国の公害問題で行われたことです。かつて見た光景が繰り返されています。
- 国と加害企業は、加害の構造と被害の実態が明らかになることを妨害し、隠そうとします。それは、従来どおりの操業を今後も続けられるように問題を解決すること、これまでどおりの利潤を将来にわたって確保し続けられるように解決したとみせたいからです。彼らにとって解決とは、「被害者を黙らせる」ことなのです。
- 被害者である原告らは声を挙げています。人間としての尊厳の回復を求めて、まさしく公憤の声をあげているのです。裁判所は澄んだ目で審理をしていただきたい。

- 住民らの様々な被害は、その一つ一つが個々の被害としてあるだけでなく、被害事実それぞれが相互に関連し連鎖しています。家族全体に及び、地域破壊にまで及んでいます。
- 国と東電に法的責任があること、法的な意味で責任をとるということは、被害を救済し、原状を回復させることです。誰しもが、「元の福島や故郷を返せ」と願っています。被害に見合った、被害に即した救済と原状回復が必要で、それが責任をとるということです。
- 私は、38年前に、福島第二原発の設置許可を取り消す裁判をしました。その裁判で原発が安全でないことを主張しましたが、まさに現実化してしまいました。司法は、38年前のままの司法であってはなりません。被害者に正義をもたらしてください。



安田純治弁護士  
（福島）



## 「証言集」発刊において

証言集・発刊 原告団事務局長 根本 仁（福島支部）

「生業（なりわい）・・・」訴訟の原告となったのが今年の一月。以来、800人の原告の中の一人として自分には何が出来るのか、を胸の中で繰り返し自問してまいりました。

6月6日、7日の第38回全国公害被害者総行動では文部科学省を相手に、山形大学教授に出向させた名雪哲夫氏（日本原電に情報を事前に漏らしたことで訓告処分を受けていた）の即時出向停止を求める要求書を突きつけました。要求は拒否されましたが、言うべきことは言ったことで一応の節目となりました。それから3日後、ほっとしていた時に頭で浮かんだのが、原告団としての「証言」を早急に取りまとめることでした。6月10日の手帳には『わが子へ、そして未来の福島の子どもたちへ～「生業・・・」訴訟の原告が今、伝えておきたいこと』のタイトルが記してあります。6日後の6月16日には初めての福島支部総会が開かれ、そこで「証言集」の取りまとめと発刊を提案しました。異議を唱える人はなく、弁護団からは「被害を記録し続けることの重要性」、そして裁判における重要な資料となることが説明されました。さらに弁護団共同代表の安田純治弁護士からは「子孫にも宝になる」との応援メッセージをいただきました。そして7月30日に福島市民会館502号室で開かれた第4回原告団・弁護団 合同会議で「証言集」の原稿募集・発刊が正式に決議されました。＊詳細については原稿募集要項をご覧ください。

「証言集」の最終的なタイトルは

『わが子へ、そして未来の日本の子どもたちへ』 ～私たちが今、伝えておきたいこと～  
～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告たちの証言

この「証言集」の原稿募集に当たって私が一番に望むことは、ご高齢の方々の証言を早急に取りまとめていただくことです。さらに小さな子どもであっても字や絵を描ける段階の子であれば「証言者」になれるかもしれないということをご理解いただきたいのです。原発事故により普段の暮らしを奪われた被災実態を、お一人おひとりの心の叫び、嘆き、一筋の希望など、「証言」という形で堂々と子々孫々に伝えていきましょう。第一次原告、第二次原告そしてこの裁判を支援してくださっている皆さんからの原稿到着を、首を長くしてお待ちしております。

## 原状回復訴訟の第2回期日&第2次提訴のお知らせ

9・10第2回生業訴訟開廷日に合わせて、1000名規模の第2次提訴をいいます。

下記の日程で模擬法廷・報告集会を行う予定です。

○13:00 あぶくま法律事務所前に集合

○13:30 裁判所へ行進

（入廷及び模擬法廷会場に移動）

（一般傍聴券の抽選は14:10頃からです）

○15:00 第2回口頭弁論期日

& 第2回模擬法廷

○16:30 報告集会

行進・模擬法廷・報告集会は、原告の方、原告以外の方、どなたでもご参加も大歓迎です。

お気軽にお越し下さい。

＊模擬法廷・報告集会は、福島市音楽堂小ホール（福島市入江町1-1）で行います。



※題字「みんなして」は、根本仁さん（福島市）の筆によるものです。

